

令和元年度（平成31年度） 黒島小中学校いじめ防止基本方針

【目指す児童生徒像】

優しく、感情豊かな児童生徒 進んで意欲的に学ぶ児童生徒 最後までやり抜く児童生徒

【育友会との連携】

懇談等さまざまな機会を利用して、児童生徒の頑張りや長所、心配なことなどをこまめに保護者に連絡し、日頃から保護者との信頼関係を築く。

【いじめ対策委員会】

校長・教頭、教務主任
生活指導主任
児童生徒指導主事
養護教諭
担任等
(必要に応じて)
心の教室相談員等

【教育委員会】

○学校教育課
○青少年教育センター
【関係機関】
○子ども子育て応援センター
○こども・女性・障害者支援センター
○警察（相浦警察署）
○民生児童委員・主任児童委員

【いじめの防止】

「いじめは、どの子どもにもどの学校にもおこりうるものであるが、人間として絶対に許されない卑劣な行為である。」という考えの下、以下のことに努め、いじめを防止する。

- 命を大切にし、思いやりの心をもつ人間性豊かな児童生徒の育成に努める。
- 保護者・地域との連携、道徳教育・生活児童生徒指導・特別活動等の充実を図る。
- 善悪の判断がしっかりとできる児童生徒の育成に努める。
- 児童生徒理解及びその校内研修と適応の充実を図る。
- 基本的生活習慣の定着を図る。

【早期発見】

日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に全職員で努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、児童生徒理解支援システムの効果的な活用を図るとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの早期実態把握に取り組む。

ア. 教職員による観察や情報交換

毎週金曜日に「児童生徒指導情報交換」を行い、児童生徒のささいな変化等、教職員がいつでも情報を共有できるよう努める。また、「児童生徒理解支援システム」に情報を蓄積していき、効果的に活用する。学校支援会議、民生委員・児童委員連絡協議会を通じて地域から情報が得られるようにする。

イ. 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

児童生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査を実施する。また教育相談・個別面談においては、アンケート結果だけではなく、生活ノートや相談箱の活用等、きめ細かな相談活動の実施及び把握に努める。

ウ. 教育相談体制の整備

校内に児童生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。

また、その充実に向け、市教育委員会と連携し、心の教育相談員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、学校内外の専門家の活用を図る。

エ. 相談機関等の周知

学校以外の相談窓口（愛のテレホン、子ども110番の家など）について、周知や広報を継続して行う。

【いじめに対する措置】

(1) いじめ問題の発見と的確な情報収集

- ・保護者から・本人からの訴え・周りの児童生徒からの報告、連絡・教師の発見、気づき

(2) 基本的な緊急対応と解決に向けた指導・援助

①すぐに対応する。

- ・事実関係を把握し、報告する。（生活指導主任・生徒指導主事→教務→教頭→校長）
- ・共通理解し、対応についていじめ防止対策委員会で検討する。校長の指示、指導。

②必要に応じて関係機関との連携を図る。

- ・市教育委員会

③被害児童生徒、加害児童生徒への指導をする。状況により学年・学級・全体での指導を進める。

④保護者への対応をする。

- ・被害児童生徒の保護者へ
実情とこれまでの指導の経過や今後の対応について説明し、理解と協力を依頼する。
- ・加害児童生徒の保護者へ
実情を説明し、今後の対応について理解と協力を依頼する。

⑤状況によっては、育友会等にも説明し、協力を依頼する。

(3) 継続指導・経過観察

- ・指導を継続する。随時、指導の経過を報告する。解決が長引く場合もあるので、継続観察指導する。
- ・事態が改善されない場合は、再度対応策を検討し、対応する。

(4) 再発防止

- ①いかなる場合も真摯に受け止め、関係する友達や保護者からの情報収集等を通じて、事実関係の把握を迅速かつ正確に行い、関係者全員でその解決に取り組む。
- ②いじめられている側の保護者の心情を、教職員は同じ立場に立って受け止める。そして、いじめの問題を自らの課題として捉え、全教職員が緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して事象に対応していることを保護者に伝え、信頼の回復に努める。
- ③保護者には、随時入手した正確な情報や指導状況を伝え、学校の対応について理解を得るよう努めるとともに、学校に対しての安心感をもってもらよう配慮する。

○年間計画

4月	学校教育基本方針の確認、育友会総会での説明 家庭訪問・児童生徒観察週間①	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒を知る会 定期的にアンケートや生活の振り返りを行い、その結果を基に、児童生徒の生活状況や友人関係等について共通理解を図る。 ・情報交換会 週1回、前期後期職員間で児童生徒の状況について情報交換を行う場を設ける。 ・家庭訪問や懇談会を通して、家庭における児童生徒の様子を把握 ・児童生徒による平和集会の企画・運営、平和宣言文の作成 ・児童生徒による児童生徒による人権集会の企画・運営、人権宣言文の作成
5月	学校いじめ対策委員会①	
6月	いのちを見つめる強調月間（公開授業・懇談会） 生活アンケート①、教育相談①	
7月	個別面談（保護者）、心の状況調査考察	
8月	校内研修会・平和集会	
9月	〔長期休業あけ〕児童生徒観察週間②	
10月		
11月	授業参観、懇談会、生活アンケート②、教育相談②	
12月	人権集会	
1月	児童生徒観察週間③、心の教育相談員との面談	
2月	授業参観・懇談会・学校いじめ対策委員会②	
3月	取組評価アンケート	

○組織的な対応イメージ

①いじめの予防

- 校内体制の確立
- 「いじめ対策ハンドブック」、「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」等の活用による教職員の対応力の向上
- 全教育活動における人権意識と生命尊重の態度の育成
- 「いのちを見つめる強調月間」をはじめとした全教育活動における道徳教育の充実
- 児童会・生徒会活動を通じた自己指導能力の育成
- 道徳や学級活動、諸行事を通じた児童生徒の「規範意識」「思いやり」の育成
- 積極的な情報交換に基づく家庭・地域社会、関係機関との連携強化

②いじめの情報



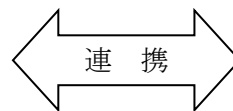
③情報を集める

- 教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他から「いじめ対策委員会」に情報を集める。

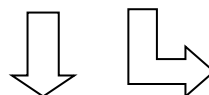


④指導・支援体制を組む

- 「いじめ対策委員会」で指導・支援体制を組む（学級担任、養護教諭、生活指導担当教員、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）



関係機関



⑤A 児童生徒への指導・支援

- いじめられた児童生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制を作る。
- いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

⑤B 保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

- 随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。
- 常に状況把握に努める。

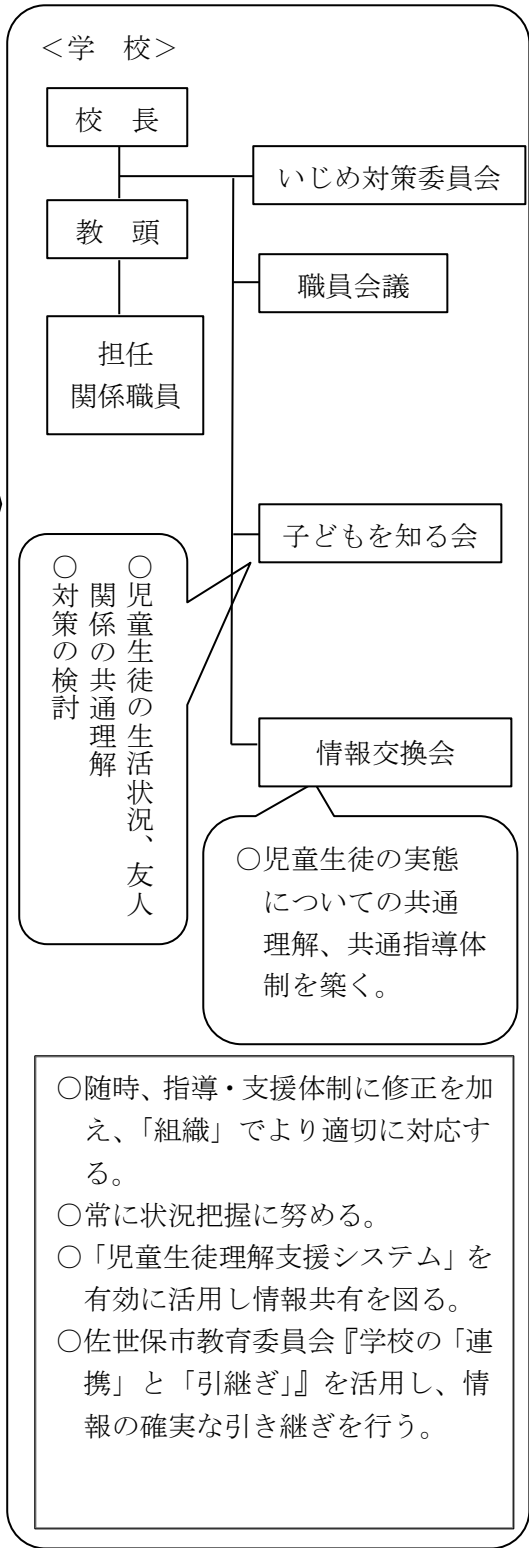
〇いじめ防止のための体制と対応

家庭・地域
 ・家庭訪問
 ・地域行事への参加
 育友会
 ・連携・啓発
 学校支援会議
 健全育成協議会
 連合町内会

<関係機関>
 ○子ども子育て応援センター
 ○こども女性障害者支援センター
 ○警察 など

協力・支援
 ○主任児童委員
 ○民生児童委員

情報共有
 協力
 支援



スクールソーシャルワーカー
 スクールカウンセラー
 相談窓口

教育委員会
 学校教育課
 青少年教育センター